

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

	被接種者の 居住地	請 求 方 法	備 考
1	北九州市	①北九州市内の医療機関が実施した広域化の接種については、北九州市医師会経由で各市町村へ請求。 ②北九州市以外の医療機関が北九州市住民へ接種を行った場合は、原則として当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接北九州市へ請求。	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 ※報告書兼請求書における3月実施分の請求日は、【3月31日】とすること(休診日の場合は、前営業日で可)。
2～6	中間市 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町	・遠賀中間医師会加入医療機関は、遠賀中間医師会を通じて請求。遠賀中間医師会接種分には事務費として、別途1件当たり54円に実施日時点の消費税及び地方消費税を加えて支払う。 ・遠賀中間医師会加入以外の医療機関は、各市町へ直接請求。請求は毎月締めの翌月10日までに請求。	1. 中間市、遠賀郡(芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町)は同一単価 2. 定期予防接種の不可問診の請求について ①予診の段階で予防接種ガイドラインに照らし合わせ、発熱等のため接種不可と判断した場合は請求できないものとする。 ②同時接種の場合、1日につき1件の請求とする。 ③同時接種で1件接種可、1件接種不可とした場合、接種可のみ請求でき、接種不可は請求できないものとする。 3. 高齢者予防接種について 生活保護受給者及び非課税世帯の者は、自己負担金免除。 減免確認については、次のいずれかで行うものとする。 ①事前に市町から交付を受けた予診票(無料) ②減免確認書類(下記のいずれか。確認が取れた場合は、予診票裏面の減免確認項目チェック欄の記入をお願いします。) ・生活保護証明書類 ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療資格確認書(区分Ⅰ・Ⅱ) ・介護保険負担限度額認定証 ・介護保険特定負担額認定証 ・当該年度介護保険料額決定通知書(所得段階1・2・3) ・「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証 *入所施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等にて、定期的に健康管理を行う医師が接種する場合。 *予診のみの者:施設実施分については「予診のみ(不可問診)」の支払いは認めません。 *予診票の代筆は家族、親族が記入。できない場合は医師、看護師以外の職員。
7	行橋市	市へ直接請求	・請求は毎月末締めて、実施した月の翌月10日までに予診票とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・高齢者用肺炎球菌、带状疱疹、高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症予防接種について、生活保護受給者は生活保護受給証明書を予診票に添付のうえ請求すること。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しまたは医師意見書を予診票に添付のうえ請求すること。
8	苅田町	直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。
9	みやこ町	町へ直接請求	・請求は、実施した月の翌月10日までに予診票とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・高齢者用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種について、生活保護受給者は、受給者証番号を予診票の右上に記載すること。60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しまたは医師意見書を予診票に添付のうえ、請求すること。
10	豊前市	市へ直接請求	・請求は実施した月の翌月10日までに予診票とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・B類予防接種について、生活保護受給者は生活保護受給証明書を添付のうえ請求。60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写し又は医師意見書を予診票に添付のうえ請求。 ・同時接種の不可問診(予診のみ)請求件数は、1件とする。
11	築上町	直接請求	・請求は、予防接種を実施した月の翌月10日まで。 ・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌・高齢者コロナウイルスワクチン・高齢者带状疱疹ワクチンについて、生活保護世帯は「診依頼書」の提示にて、自己負担なしとする。その際には、予診票にケース番号を記載すること。(記載枠あり) ・同時接種の不可問診(予診のみ)請求件数は、1件とする。
12	吉富町	直接請求	請求は、毎月締めの翌月11日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 同時接種の不可問診(予診のみ)請求件数は1件とする。 減免対象者については、予診票(余白)にケース番号を記入すること。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

13	上毛町	町へ直接請求	接種翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付して請求。
14	福岡市	市へ直接請求	・子どもの予防接種、高齢者インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌、帯状疱疹の予防接種の請求は、請求月が異なるため、それぞれ別途報告書兼請求書を作成すること。 ・報告書兼請求書に予診票(原本)を添付して直接福岡市へ提出(写し不可)。 ・高齢者の予防接種は、接種地の接種料金(接種地の市町村負担金+接種地の自己負担金)から福岡市設定の自己負担金(インフルエンザ:1,500円、肺炎球菌:4,200円、帯状疱疹(生:4,900円、組換え:12,000円))を控除した金額を福岡市に請求。ただし、自己負担免除者の場合は接種地の料金(接種地の市町村負担金+接種地の自己負担金)を請求する。また、自己負担免除者は証明書の添付が必要。 ①子どもの予防接種:3ヶ月毎に最終月の翌月(7・10・1・4月)10日までに請求 ※同日における同時接種の不可問診(予診のみ)は1件の請求とする ②高齢者肺炎球菌、帯状疱疹予防接種:3ヶ月毎に最終月の翌月(7・10・1・4月)10日までに請求 ※自己負担免除者は下記のいずれかの証明書を添付。60歳以上65歳未満の定期接種対象者は身体障害者手帳の写しを添付 ※自己負担免除者:生活保護受給者、市県民税非課税世帯に属する方など ※自己負担免除証明書: 【生活保護受給者】介護保険料特別徴収通知書の写し(所得段階区分 第1)、介護保険料納入通知書兼特別徴収通知書の写し(所得段階区分 第1)、医療券の写し、緊急受診証の写し、福祉事務所発行の保護受給証明書 【市県民税非課税世帯に属する方】介護保険料特別徴収通知書の写し (所得段階区分 第1・第2・第3)、介護保険料納入通知書兼特別徴収通知書の写し(所得段階区分 第1・第2・第3)、介護保険負担限度額認定証の写し、介護保険特定負担限度額認定証の写し、高齢者予防接種用のゴム印が押された市県民税非課税証明書 ※報告書兼請求書における1月～3月実施分の請求日は、【3月31日】とすること(休診日の場合は、前営業日で可) ※請求書送付先※R7.4から変更 福岡市 健康危機管理課 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5-1
15	春日市	直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日までに請求すること。 A類(乳幼児予防接種)とB類(高齢者予防接種)については、請求書を分け、以下へ請求する。 A類:子育て支援課 B類:健康課
16	大野城市	市へ直接請求	請求は、実施月の翌月10日までに予診票原本(ワクチンシール貼付)と請求書を下記担当課へ送付。 A類(MR5期・風しん5期を除く)とB類(MR5期・風しん5期)は、請求書を分け、以下へ請求する。 A類(MR5期・風しん5期を除く):こども家庭センター B類(MR5期・風しん5期):健康課
17	筑紫野市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日までに請求。 同日、同一施設、同一者に対する「予診のみ」の請求は一件まで。 A類はこども家庭課、B類は健康推進課へ請求。 風しん第5期(MR・風しん)については健康推進課へ請求。
18	太宰府市	市へ直接請求	A類:子育て支援課(太宰府市五条3丁目7番1号)に請求 B類:元気づくり課(太宰府市五条3丁目1番1号)に請求
19	那珂川市	直接請求	実施月の翌月10日までに予診票原本(ワクチンシール貼付)を下記担当課へ送付。 A類:こども応援課(市役所本庁舎) B類:健康課(保健センター)
20	糸島市	市へ直接請求	1. 報告書兼請求書の提出期限は翌月20日まで。 2. 報告書兼請求書におけるスタンプ印は不可。 3. 報告書兼請求書の請求金額の訂正印での対応は不可。 4. A類とB類で請求先が異なる。A類:子育て支援課 B類:健康づくり課

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

21	宇美町	町へ直接請求	・請求は、毎月締めの翌月10日まで。(遅れて請求の際は、実施月ごとに請求。) ・請求書の様式は糟屋地区様式あり ・自己負担なし(減免)となるのは、生活保護受給者のみ
22	篠栗町	直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
23	志免町	直接請求	・請求は、毎月締めの翌月10日まで。 ・代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 ・減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 ・請求書は「糟屋地区」の様式を使用してください。
24	須恵町	町へ直接請求	・予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本を添付して請求。 ・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者は受給者であることが分かる診療依頼書等確認書類の写しを添付。 ・請求書は、「糟屋地区様式」を使用。 ・請求先は、A類→こども家庭課、B類→健康増進課
25	新宮町	直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。請求書には、予診票を必ず添付してください。免除対象者の生活保護世帯は、福祉事務所発行の診療依頼書等の確認書類の写しを添付すること。 《請求書送付先》 A類⇒ シーオーレ新宮 子育て支援課 〒811-0124 新宮町新宮東2丁目5番1号 B類⇒ 新宮町福祉センター 健康福祉課健康づくり担当 〒811-0119 新宮町緑ヶ浜4丁目3番1号
26	古賀市	市へ直接請求	・請求は、毎月締めの翌月10日まで。 ・請求書は「粕屋地区様式」あり。 ・法人は請求書に代表者印に加え、法人印も押印すること。 ・請求先 A類…子ども家庭センター B類…健康介護課
27	久山町	町へ直接請求	・予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 ・月遅れて請求する場合は、実施月ごとに請求書を分けること。 ・請求書は福岡県医師会HP掲載の「糟屋地区様式」を使用。
28	粕屋町	町へ直接請求	・請求は毎月締めの翌月10日まで。 ・A類とB類は分け、実施月毎の請求。 ・請求書は福岡県医師会HP掲載の「粕屋地区様式」を使用。
29	宗像市	直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで ※月遅れて請求する場合、実施月ごとに分けて請求。 ※同時接種において不可問診(予診のみ)が発生した場合、使用した予診票は必ず添付し、請求件数は1件とする。 ※宗像市においては、宗像市子ども家庭センターへA類(風しん第5期を除く)、宗像市健康課へB類と風しん第5期とに分けて請求。 ※自己負担金免除の証明書は、必ず接種時に必要。後日の返金には応じない。
30	福津市	直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。A類(風しん第5期を除く)とB類・風しん第5期を分けて請求。 請求先:A類(風しん第5期を除く)・子育て世代包括支援課、B類・風しん第5期・いきいき健康課 ※月遅れて請求する場合、実施月ごとに分けて請求。 ※不可問診(予診のみ)については、全ての予診票を添付し、請求件数は1件とする。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

31	直方市	直接請求	請求は毎月締めの日翌月10日までとする。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 小児、高齢者それぞれの接種がある場合でも1枚の請求書で請求可能。(小児、高齢者で分割不要)
32	小竹町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日までに予診票の原本を添付のうえ請求。生活保護者分の請求は必ず生活保護受給証明書または診察依頼書の写しを予診票に添付して請求。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等日接種者の意思を決定できる場合は、代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。代筆者は医療従事者以外が望ましい。
33	鞍手町	直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
34	宮若市	市へ直接請求 (A類:母子保健係、B類:健康対策係)	・請求書は、毎月締めの日翌月10日までに予診票を添付して請求。 ・A類とB類については、請求書を分け、担当係に請求。(A類:母子保健係、B類:健康対策係) ・高齢者の自己負担なしの場合、または60歳以上65歳未満の場合は、証明書等の添付が必要です。 ・3月分の請求書については、3月末日付で請求書を提出すること。
35	田川市	市へ直接請求	・請求は、毎月締めの日翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付し、請求 ・同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 ・A類とB類を分けて請求 ・B類疾病において、生活保護世帯に属する者及び中国残留邦人等支援給付の受給者(自己負担金免除者)は、請求時に各々の受給証明書を添付
36	香春町	町へ直接請求	予防接種実施後、接種日の月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病にわけて報告書兼請求書に予診票を添付し、市町村に提出するものとする。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
37	添田町	町へ直接請求	請求は、実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。 生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。
38	糸田町	町へ直接請求	予防接種を実施した月の翌月10日までに報告書兼請求書に予診票の原本を添付して請求。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。A類とB類に分けて請求すること。
39	川崎町	直接請求	・予防接種を実施した月の翌月10日までに報告書兼請求書に予診票の原本を添付して請求。 ・生活保護世帯者分の請求は、必ず診療依頼書のコピー(世帯員名簿と確認票)又は、生活保護受給証明書を予診票の原本に添付して請求。 ・A類とB類を分けて請求。 ・代筆の場合は、被接種者名、代筆者の氏名及び、被接種者との続柄を記載すること。
40	福智町	直接請求	・請求は、実施した月の翌月10日までに、A類とB類疾病に分けて報告書兼請求書に予診票の原本を添付して請求。 ・生活保護世帯者分の請求は、必ず診療依頼書のコピー(世帯員名簿と確認票)又は、生活保護受給証明書を予診票の原本に添付して請求。 ・代筆の場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

41	大任町	直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
42	赤村	村へ直接請求	・請求は、毎月締めの翌月10日まで。 ・A類とB類は別々に請求すること。
43	飯塚市	市へ直接請求	・翌月10日までに市へ直接請求。 ・B類の減免対象者(①生活保護世帯②市民税非課税世帯)については、下記のとおり請求。 ①生活保護世帯:医療カードに記載のケース番号を予診票に記載。 ②市民税非課税世帯:非課税であることが確認できる書類を予診票に添付。
44	桂川町	町へ直接請求	・A類とB類を分けて請求。B型肝炎は使用した規格のワクチン量により委託料が違うため注意してください。 ・請求は、毎月締めの翌日10日まで。
45	嘉麻市	直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
46	久留米市	その他	①久留米市内の医療機関が実施した広域化の接種については、久留米医師会経由で各市町村へ請求。 ②久留米市内以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、請求する医療機関が所属する医師会もしくは直接久留米市へ請求。
47	大牟田市	直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 高齢者インフルエンザワクチン接種にかかる減免対象者は生活保護世帯。 減免対象者となる者の請求には生活保護受給者証を添付すること。 60歳～64歳で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級に相当)に接種する場合は、同障害が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付すること。
48	八女市	直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 ・長期療養者のための定期接種を実施した場合、依頼書の写しを予診票に添付すること。(※MRワクチンの偏在により定期接種期に接種困難であった者も同様) ・代表者について、肩書(理事長・院長等)を付して請求すること。 ・請求に係る担当者名を請求書に記載すること。 自己負担免除者については、各減免確認書類等の写しを添付すること。 ①生活保護受給証明書(事前申請により市で発行) ②高齢者予防接種費用免除対象者証明書(事前申請により市で発行) ③介護保険負担限度額認定証 ④後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ⑤後期高齢者医療資格確認書(限度区分が区分Ⅰ、区分Ⅱに限る) ⑥当該年度の「介護保険料納入通知書」もしくは「介護保険料納入通知書兼納付書」 (どちらも所得段階1～3段階のものに限る) ①②で確認した場合は本証明書、③④⑤⑥で確認した場合は確認書類の写し(⑤の限度区分をPC等で確認の場合、画面のコピー)を予診票に添付すること。 ・高齢者用肺炎球菌は、対象者のハガキを予診票に添付すること。 ※予診のみの場合は、ハガキの添付は不要。 ・60～64歳の対象者については、対象となる障害が分かる書類(障害者手帳の写し等)を予診票に添付すること。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

49	筑後市	市へ直接請求	・請求は、毎月締めの翌月10日（該当日が土曜日・日曜日・祝休日にあたる場合はその翌平日）まで。 ・代表者について、肩書（理事長・院長等）を付して請求すること。 ・請求印については押印不要。 ・同時接種についての、予診のみの請求は1件までとする。 ・長期療養者のための定期接種を実施した場合、依頼書の写しを予診票に添付すること。 ・自己負担金免除者は、次の①～④いずれかで確認すること。 ①高齢者予防接種費用免除対象者証明書（事前申請により筑後市健康づくり課で発行） ②介護保険負担限度額認定証 ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ④当該年度の「介護保険料納入通知書」もしくは「介護保険料納入通知書兼納付書」（どちらも所得段階1～3段階のものに限る） ①で確認した場合は本証明書、②③④で確認した場合は確認書類の写し（PC等で確認の場合、画面のコピー）を予診票に添付すること。 ・高齢者用肺炎球菌は、対象者のハガキを予診票に添付すること。 ※予診のみの場合は、ハガキの添付は不要。 ・60～64歳の対象者については、対象となる障害が分かる書類（障害者手帳の写し等）を予診票に添付すること。
50	広川町	直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 免除対象者については、免除確認書類の写しを添付すること。
51	朝倉市	直接請求	・実績報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月10日までに請求。 ・医療法人の場合は、請求書に法人印・法人代表者印を押印し、代表者の肩書を代表者の前に併記すること。
52	筑前町	直接請求	・実績報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月10日までに請求。 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置の場合も同様の金額が適用されます。 ・60～65歳未満の対象者については、「身体障害者手帳の写し」または「医師の診断書」等を請求の際に予診票に添付すること。 ・生活保護受給者は、「生活保護受給証明書」または「診療依頼書の写し」の提示により自己負担額免除。請求の際に予診票に添付すること。
53	東峰村	直接請求	・実績報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月10日までに請求。 ・自己負担免除については、生活保護受給者のみとする。生活保護受給者は、「生活保護受給証明書」または「診療依頼書の写し」；請求時に添付する。
54	小郡市	直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 請求者印は、代表者印もしくは代表者の認印を押印すること。
55	大刀洗町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。
56	大川市	市へ直接請求	・請求は、毎月締めの翌月10日まで。 ・3月分の請求書については、3月末日付で請求書を提出すること。 ・減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 ・代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 ・同日、同一施設、同一者に対する「予診のみ」の請求は1件までとする。 ・接種実施医療機関が法人である場合は、請求書に法人印及び代表者印を押印のうえ提出すること。 A類・B類それぞれ下記の請求先にご請求ください。 A類：子ども未来課および保健係（モッカランド） 大川市大字上巻387番地 B類：健康課健康推進係 大川市大字酒見256番地1

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

57	大木町	医療機関から直接本町へ請求すること。	請求は、毎月締めの翌月10日まで ※3月分の請求については、3月末日付けで報告書兼請求書(様式第2号)を提出すること。 ※同日、同一施設、同一者に対する予診票のみの請求は1件までとする。 A類とB類の請求書を分けること。 A類:こども未来課こども家庭センター B類:健康課
58	柳川市	市へ直接請求	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票を添付し請求。 なお、同日、同一施設、同一者に対する「予診のみ」の請求は1件までとする。
59	みやま市	市へ直接請求	・予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票を添付し請求。 なお、同日、同一施設、同一者に対する「予診票のみ」の請求は1件までとする。 ・3月分の請求については、3月末日付けで請求書を提出すること。
60	うきは市	直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。

	市町村名	担当部署	〒	住所	施設名	TEL	FAX	備考
1	北九州市	健康危機管理課	803-8501	北九州市小倉北区城内1-1	北九州市役所	093-582-2090	093-582-4037	
2	中間市	健やか育成課 健康係	809-0018	中間市通谷1-36-16	ハビネスなかま別館	093-246-1611	093-246-3024	高齢者予防接種
2	中間市	健やか育成課 母子保健係こども家庭センター	809-0018	中間市通谷1-36-10	ハビネスなかま	093-245-8717	093-245-7177	乳幼児予防接種
3	戸屋町	健康-こども課 健康づくり係	807-0198	遠賀郡戸屋町幸町2-20		093-223-3533	093-222-2010	高齢者予防接種
3	戸屋町	健康-こども課 こども家庭センター	807-0198	遠賀郡戸屋町幸町2-20		093-223-3577	093-222-2010	乳幼児予防接種
4	水巻町	健康課	807-0025	遠賀郡水巻町頃末南3-11-1	いきいきほーる	093-202-3212	093-202-3621	
5	岡垣町	健康づくり課	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1-1-1		093-282-1211	093-282-0277	高齢者予防接種
5	岡垣町	子育てあんしん課こども家庭センター	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1-1-1		093-282-1211	093-282-4000	乳幼児予防接種
6	遠賀町	健康こども課 健康対策係	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513		093-293-1253	093-293-0806	高齢者予防接種
6	遠賀町	健康こども課 こども家庭センター係	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513		093-293-1400	093-293-0806	乳幼児予防接種
7	行橋市	子ども支援課 子育て支援係	824-8601	行橋市中央1丁目1番1号	行橋市役所	0930-25-1111	0930-22-7952	A類予防接種担当課
7	行橋市	地域福祉課 健康づくり推進係	824-8601	行橋市中央1丁目1番1号	行橋市役所	0930-25-1111	0930-25-2650	B類予防接種担当課
8	苅田町	こども課	800-0314	京都郡苅田町幸町6-91	苅田町総合保健福祉センター	093-436-5115	093-436-5110	A類担当(子ども)
8	苅田町	保険健康課	800-0392	京都郡苅田町富久町1-19-1	苅田町役場	093-588-1235	093-436-5121	B類担当(成人)
9	みやこ町	子育て・健康支援課 健康づくり係	824-0892	京都郡みやこ町膳山上田960番地	みやこ町役場	0930-32-2725	0930-32-2735	
10	豊前市	健康長寿推進課 健康増進係	828-8501	豊前市大字吉木955番地	豊前市総合福祉センター	0979-82-8111	0979-83-0566	
11	築上町	子育て・健康支援課	829-0392	築上郡築上町大字権田891-2	築上町役場	0930-56-0300	0930-56-0334	
12	吉富町	子育て健康課	871-0811	築上郡吉富町大字広津342番地	吉富あいあいセンター	0979-23-9900	0979-23-9903	
13	上毛町	子ども未来課	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321番地1	上毛町役場	0979-72-3127	0979-84-8021	
14	福岡市	保健医療局保健所健康危機管理部健康危機管理課	810-0073	福岡市中央区舞鶴2丁目5-1	あいれふ	092-711-4270	092-733-5535	
15	春日市	子育て支援課	816-0851	春日市昇町1-120	いきいきプラザ1階	092-584-1015	092-501-0051	A類(乳幼児予防接種)
15	春日市	健康課	816-0851	春日市昇町1-120	いきいきプラザ2階	092-501-1134	092-501-1135	B類(高齢者予防接種)
16	大野城市	健康課	816-0932	大野城市瓦田4丁目2番1号	すこやか交流プラザ	092-501-2222	092-584-5656	
16	大野城市	こども家庭センター	816-8510	大野城市曙町2丁目2番1号	大野城市役所	092-580-1978	092-574-2053	
17	筑紫野市	健康推進課	818-0013	筑紫野市岡田3丁目11番地1	筑紫野市総合保健福祉センター	092-920-8611	092-926-6006	
17	筑紫野市	こども家庭課	818-8686	筑紫野市石崎1丁目1番1号	筑紫野市役所	092-923-1115	092-923-1117	
18	太宰府市	健康福祉部子育て支援課	818-0125	太宰府市五条三丁目7番1号	子育て支援センター	092-555-6781	092-555-6750	A類予防接種担当
18	太宰府市	健康福祉部元気づくり課	818-0125	太宰府市五条三丁目1番1号	保健センター	092-928-2000	092-920-7143	B類予防接種担当
19	那珂川市	こども応援課	811-1292	那珂川市西隈1-1-1	市役所本庁舎	092-953-2211	092-953-2312	A類(子どもの予防接種)
19	那珂川市	健康課	811-1290	那珂川市西隈1-8-1	保健センター	092-953-2211	092-954-0043	B類(成人の予防接種)
20	糸島市	子育て支援課	819-1192	糸島市前原西1-1-1	糸島市役所	092-332-2095	092-321-1139	
20	糸島市	健康づくり課	819-1192	糸島市前原西1-1-1	糸島市役所	092-332-2069	092-321-1139	
21	宇美町	こどもみらい課	811-2131	糟屋郡宇美町真船2-28-1	宇美町こども教育総合支援センター	092-933-0777	092-933-0210	
21	宇美町	健康課 健康推進係	811-2192	糟屋郡宇美町宇美5-1-1	宇美町役場	092-934-2243	092-933-7512	
22	篠栗町	健康課	811-2417	糟屋郡篠栗町中央一丁目9番2号	オアシス篠栗	092-947-8888	092-947-2414	
23	志免町	健康課	811-2244	糟屋郡志免町志免中央1丁目3番1号	志免町民ふれあいセンター	092-935-1484	092-935-1529	
24	須恵町	A類:こども家庭課	811-2193	糟屋郡須恵町大字須恵771番地	須恵町役場	092-687-1530	092-933-6626	
24	須恵町	B類:健康増進課	811-2193	糟屋郡須恵町大字須恵771番地	須恵町役場	092-933-6425	092-933-6626	
25	新宮町	A類⇒ 子育て支援課	811-0124	糟屋郡新宮町新宮東2丁目5-1	シーオーレ新宮	092-963-2995	092-962-5333	
25	新宮町	B類⇒ 健康福祉課	811-0119	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目3-1	新宮町福祉センター	092-962-5151	092-710-8287	
26	古賀市	子ども家庭センター	811-3116	古賀市庄205番地	サンコスモ古賀	092-942-1515	092-942-0404	
26	古賀市	健康介護課	811-3116	古賀市庄205番地	サンコスモ古賀	092-942-1151	092-942-1154	
27	久山町	健康課	811-2501	糟屋郡久山町大字久原1822-1	ヘルスC&Cセンター	092-976-3377	092-976-3378	
28	粕屋町	健康づくり課	811-2392	糟屋郡粕屋町寛与1丁目1-1	粕屋町 健康センター	092-938-0258	092-938-2415	
29	宗像市	A類(風しん第5期を除く) 子ども家庭センター	811-3492	宗像市東郷1丁目1番1号宗像市役所	宗像市役所	0940-36-1365	0940-37-3046	
29	宗像市	B類と風しん第5期 健康課	811-3492	宗像市東郷1丁目1番1号宗像市役所	宗像市役所	0940-36-1187	0940-36-2831	
30	福津市	子育て世代包括支援課	811-3293	福津市中央1丁目1番1号	福津市役所本館	0940-34-3352	0940-42-6939	A類(風しん第5期を除く)の請求・問い合わせ先
30	福津市	いきいき健康課	811-3218	福津市手光南2丁目1番1号	福津市健康福祉総合センター	0940-43-8115	0940-34-3335	B類・風しん第5期の請求・問い合わせ先
31	直方市	子育て障がい支援課 母子保健係	822-8501	直方市殿町7番1号	直方市役所	0949-25-2114	0949-25-2135	子どもの予防接種
31	直方市	健康長寿課 健康推進係	822-8501	直方市殿町7番1号	直方市役所	0949-25-2115	0949-24-7320	高齢者の予防接種(肺炎球菌、帯状疱疹、インフル、コロナ)
32	小竹町	健康こども課 健康対策係	820-1192	鞍手郡小竹町大字膳野3167番地1	小竹町役場	0949-62-1864	0949-62-1867	
33	鞍手町	健康こども課 健康増進係	807-1392	鞍手郡鞍手町大字小牧2080番地2	鞍手町役場	0949-42-2117	0949-42-5693	
34	宮若市	B類:健康福祉課 健康対策係	823-0011	宮若市宮田29番地1	宮若市役所	0949-32-1177	0949-32-9430	A類は母子保健係、B類は健康対策係に分けて請求。
34	宮若市	A類:こども家庭課 母子保健係	823-0011	宮若市宮田29番地1	宮若市役所	0949-32-0570	0949-32-9430	A類は母子保健係、B類は健康対策係に分けて請求。
35	田川市	保健福祉課保健センター	825-0002	田川市大字伊田2550番地1	田川市保健センター	0947-44-8270	0947-44-8280	
36	香春町	保険健康課	822-1492	田川郡香春町大字高野994	香春町役場	0947-32-8401	0947-32-4815	
37	添田町	健康子育て応援課	824-0691	田川郡添田町大字添田2151	添田町役場	0947-31-5001	0947-82-5222	
38	糸田町	健康福祉課	822-1316	田川郡糸田町1971番地1	糸田町保健センター	0947-49-9020	0947-26-0284	
39	川崎町	健康づくり課	827-0004	田川郡川崎町大字田原804	川崎町役場 保健センター	0947-72-7083	0947-72-7083	
40	福智町	保険健康課	822-1292	田川郡福智町金田937番地2	福智町役場	0947-22-3518	0947-22-1030	
41	大任町	住民課 衛生係	824-0512	大任町大字大行事3067	大任町役場	0947-63-3003	0347-63-3813	
42	赤村	住民課 健康増進係	824-0432	田川郡赤村大字内田1188番地	赤村役場	0947-62-3000	0947-62-3007	
43	飯塚市	健康保健課	820-8605	飯塚市志願523番地	飯塚市役所穂波支所	0948-96-8615	0948-25-8904	
44	桂川町	健康福祉課 健康推進係	820-0693	嘉穂郡桂川町大字土居361番地	桂川町総合福祉センターひまわりの里	0948-65-0001	0948-65-0078	
45	嘉麻市	健康課	820-0392	嘉麻市岩崎1180-2	嘉麻市役所	0948-42-7430	0948-42-7093	高齢者B類疾病担当
45	嘉麻市	子育て支援課	820-0592	嘉麻市上臼井446-1	嘉麻市役所	0948-62-5715	0948-62-5691	乳幼児定期予防接種担当
46	久留米市	保健所保健予防課	830-0022	久留米市城南町15-5 久留米商工会館4階	久留米市保健所	0942-30-9730	0942-30-9833	
47	大牟田市	保健衛生課	836-8666	大牟田市有明町2-3	大牟田市役所	0944-41-2669	0944-41-2675	〒836-0843 住所:福岡県大牟田市不知火町1丁目5-1 施設名:大牟田市保健センター「らふる」も可

	市町村名	担当部署	〒	住所	施設名	TEL	FAX	備考
48	八女市	健康推進課	834-8585	八女市本町64-7	八女市役所	0943-24-9149	0943-23-1331	
49	筑後市	健康づくり課	833-8601	筑後市大字山ノ井898番地	筑後市役所	0942-53-4231	0942-53-4119	
50	広川町	住民課 健康係	834-0115	八女郡広川町大字新代1804-1	広川町役場	0943-32-3502	0943-32-5164	
51	朝倉市	健康課	838-0068	朝倉市甘木198-1	ビーボート甘木保健福祉センター	0946-22-8571	0946-23-0732	
52	筑前町	健康課	838-0298	朝倉郡筑前町篠原373番地	筑前町役場	0946-42-6649	0946-42-2011	
52	筑前町	こども課	838-0298	朝倉郡筑前町篠原373番地	筑前町役場	0946-42-6653	0946-42-2011	
53	東峰村	住民福祉課	838-1692	朝倉郡東峰村大字小石原941-9	東峰村役場 小石原庁舎	0946-74-2311	0946-74-2722	
54	小都市	健康課	838-0126	小都市二森1167番地1	小都市総合保健福祉センター あすてらす	0942-72-6666	0942-72-6477	
55	大刀洗町	健康課	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819	大刀洗町役場健康課健康支援係	0942-77-1377	0942-77-3063	
56	大川市	子ども未来課おやこ保健係(A類)	831-0031	大川市大字上巻387番地	大川市子育て支援総合施設モックランド	0944-32-8584	0944-87-8801	
56	大川市	健康課 健康推進係(B類)	831-8601	大川市大字酒見256-1	大川市役所	0944-86-8450	0944-86-8464	
57	大木町	こども未来課	830-0416	三潞郡大木町大字八町牟田255番地1	こども家庭センター	0944-32-1022	0944-32-1054	A類予防接種
57	大木町	健康課	830-0416	三潞郡大木町大字八町牟田255番地1	大木町役場	0944-32-1280	0944-32-1054	B類予防接種
58	柳川市	健康づくり課 健康係	832-8601	柳川市本町87番地1	柳川市役所 柳川庁舎	0944-77-8536	0944-74-5613	
59	みやま市	健康づくり課 健康係	835-8601	みやま市瀬高町小川5番地	みやま市役所	0944-64-1515	0944-64-1548	
60	うきは市	保健課 食育・健康対策係	839-1393	うきは市吉井町新治316番地	うきは市役所 西別館	0943-75-4960	0943-75-4963	